

(平成26年10月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 関東神奈川厚生年金 事案 9069

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は22万円、18年7月14日は22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月14日

A社から平成17年12月及び18年7月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の取引明細証明書により、申立人が申立期間においてA社から賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は申立期間において、賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細証明書における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万円、申立期間②は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9070

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成10年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から同年9月1日まで

平成10年8月にA社に入ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたと確信しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社から提出された申立人に係る平成10年分個人別賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の平成10年分個人別賃金台帳兼源泉徴収簿の保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成10年9月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月24日は25万4,000円、17年7月25日は20万9,000円、18年7月25日は22万5,000円、同年12月25日は28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成18年7月25日  
④ 平成18年12月25日

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及び申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間①から④までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳及び賞与明細書の賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は25万

4,000円、申立期間②は20万9,000円、申立期間③は22万5,000円、申立期間④は28万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9072

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで  
私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額よりも低額に記録されている。A 社に入社以来、給与が下がったことは無いので、社会保険事務所（当時）が、システム入力する際に誤った可能性も否定できない。

当時の給与所得の源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及びこれらの資料を基に作成したデータ表を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社以来、給与が下がったことは無いと主張している。しかし、B 社が保管する申立人の申立期間に係る標準報酬月額の推移データによると、申立人の標準報酬月額は、昭和 57 年 4 月 1 日に下がっており、このことについて同社は、申立人の申立期間当時の給与額が確認できる資料が保管されていないことから不明であると回答している。

また、申立人は、社会保険事務所がシステム入力する際に誤った可能性も否定できないと主張しているが、B 社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立てどおりの届出を行っていないと回答している上、上記推移データは、申立期間の全期間においてオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 58 年分、60 年分、63 年分から平成 6 年分までの給与所得の源泉徴収票及び昭和 61 年度から平成 7 年度までの市民税・

県民税特別徴収税額の通知書並びにこれらの資料を基に自身が作成したデータ表を提出しているが、申立期間当時は厚生年金保険料及び健康保険料の控除の対象となっていなかった各年の賞与額が不明である上、B社は、申立期間当時の社会保険料に係る資料を保管しておらず、申立期間当時、同社が加入していたC厚生年金基金及び同基金の事業を引き継いだ企業年金連合会も、申立期間に係る資料を保管していないことから、当該データ表では申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を算出することができない。

加えて、申立人の申立期間に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の変更訂正や取り消された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、昭和 57 年 4 月 1 日に標準報酬月額が直前の期間に比べて 10 万円低くなっているのは、当時、A社の社会保険事務担当者が、社会保険事務所に届出を行う際に、ほかの従業員に係る報酬月額を届け出たことによるものである旨主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における報酬月額等の届出に係る事実認定に基づいて記録訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った当該届出の過誤の有無を判断するものではない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から 47 年 5 月まで

A社の社員として昭和41年7月から47年5月までB国に滞在し、C社が行っていたD地域におけるE業務の技術指導を行っていたが、厚生年金保険の被保険者資格が、同国滞在中である43年5月31日で喪失している。滞在中の給料は、A社から支払われており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者資格が喪失しているのはおかしい。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のパスポートから、申立人が申立期間においてB国に滞在し、D地域におけるE業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和43年5月31日に、倒産を理由として同保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の元従業員は、「A社は昭和43年に倒産し、社員は会社にいられなくなった。」と供述している。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿に記載されている事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立期間当時にC社がB国において行っていた事業及び申立人について同社に照会したものの、不明と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月頃から 59 年 11 月頃まで

私は、昭和 55 年 4 月頃に、A 社（その後、B 社に社名変更）に入社し、59 年に同社が倒産するまで勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時の給与明細書に厚生年金保険料額の欄があり、保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務先の状況についての申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社について、オンライン記録において適用事業所としての記録は見当たらず、商業登記に係る記録も確認できない。

また、オンライン記録により、申立人が記憶する3人の同僚及び事業主について確認したところ、いずれの者についても、申立人の供述に符合するような被保険者記録は無い。

さらに、事業主については、連絡先が不明であるため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。